平成２５年（フ）第４５１号
埼玉県ふじみ野市桜ケ丘２丁目９番10号　若竹ハイム101
債務者　猪狩　美恵
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月14日午前９時30分
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４５６号
埼玉県川越市南台３丁目13番地１　秀和川越南大塚レジデンス510号室
債務者　中津川　淳
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月14日午前９時30分
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４６２号
埼玉県狭山市富士見２丁目26番29号　ホワイト富士見303
債務者　工藤　伸也
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月14日午前９時30分
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５２６号
東京都東村山市恩多町４丁目７番地２エクセレンスマスダ203
債務者　山崎　勇矢
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１３６号
北海道釧路郡釧路町別保５丁目14番地
債務者　松井　律子
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月14日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第１４０号
北海道釧路郡釧路町北見団地２丁目15番地
債務者　水木　史絵
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月14日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第１５１号
釧路市昭和町２丁目１番15号　酒井マンション101号
債務者　イシコムこと　石川　道博
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月14日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第１５３号
釧路市興津２丁目11番３号
債務者　清水　　要
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月14日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第９９３４号
東京都世田谷区若林４丁目12―14　イトウハウスＢ―１
債務者　原　　ヒサ
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９９７０号
東京都足立区関原３丁目31―17―303
債務者　金原昌夫こと　金　　昌玉
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９９７８号
東京都北区志茂１丁目30―１
債務者　福野　綾子
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１００３２号
東京都中野区弥生町６丁目２―３―212
債務者　藤　　英一
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１００３９号
東京都江東区南砂３丁目２―１―315
債務者　安田　和男
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１００４０号
東京都足立区入谷２丁目10―15―202
債務者　皆川　　忍
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１００４１号
東京都足立区入谷２丁目10―15―202
債務者　皆川　朋美
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１００５１号
東京都立川市幸町４丁目52―１　幸町団地25棟401
債務者　竹下　芳嗣
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部